
平成 27 年度第 3 回練馬区子ども・子育て会議議事録

[日 時]

平成 28 年 3 月 14 日（月）午後 6 時 30 分から午後 8 時 30 分まで

[会 場]

練馬区役所本庁舎 5 階・庁議室

[出席者]

尾原委員、佐藤委員、西川委員、橋口委員、松本委員、興津委員、里中委員、戸田委員、田中委員、土田委員、西村委員、望月委員

(事務局)

こども家庭部長、こども施策企画課長、子育て支援課長、保育課長、保育計画調整課長、練馬子ども家庭支援センター所長、学務課長、北大泉幼稚園長、こども施策担当係長

[欠席者]

三宅委員、川合委員、広岡委員

[傍聴者]

4 名

[次第]

- 1 新規開設施設の利用定員の設定等について
- 2 子ども・子育て支援事業計画の進捗評価方法について
- 3 区政改革推進会議の検討状況等について
- 4 その他

【事務局】まず冒頭、事務局から1つご報告をさせていただきます。本日、会長と副会長がお二方とも急遽体調を崩されまして、欠席というご連絡を先ほどいただきました。会長、副会長が欠席ではありますが、皆様お集まりいただいておりますので、本日の議事ならびに報告事項については、一通りご説明をさせていただきたいと考えております。

つきましては、大変恐縮ですが、本日の進行役をどなたかにお願いできればと考えております。自薦、他薦を問いませんが、どなたかお願いできますでしょうか。

【委員】土田委員が前身の会議を含めて長くこの会議にいらしていますし、立場上も最適なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】ありがとうございます。ただいま土田委員を本日の会長代理ということでご推薦いただきました。ご出席の皆様、いかがでしょうか。

(拍手)

【事務局】ありがとうございます。それでは、土田委員、会長席にお移りいただき、議事進行をお願いいたします。

【会長代理】まさかの事態になってしまいましたが、会長、副会長という立場ではなく、私はいわゆる司会進行役ということで、皆様のご意見をお聞きするという事に徹していきたくと思います。慣れていないところではございますが、よろしく願いいたします。

では改めまして、平成27年度第3回練馬区子ども・子育て会議をこれから開催いたします。

それでは、事務局から委員の出席状況の報告をお願いいたします。

【事務局】事務局より本日の出席状況についてご報告いたします。本日の出席者、委員15名中12名でございます。

本日追加資料等を机上に置かせていただいておりますので、ここで併せて資料の確認をさせていただきます。

(配布資料の確認)

私からは以上でございます。

1 新規開設施設の利用定員の設定等について

【会長代理】会議の時間に限りがありますが、できるだけ皆様のご意見をいただけるように進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従って会議を進めていきたいと思っております。

まず、次第の1番、「新規開設施設の利用定員の設定等について」ということで、資料1を見ながら説明ということで、「新規開設施設の利用定員の設定等について」のご説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【事務局】(資料1について説明)

【会長代理】ありがとうございます。前にも話が出たかと思うのですが、練馬区は認可定員と利用定員というのは同じなんでしょうか。施設によっては、運用定員という言い方をすることも良くあるのですが、この利用定員というのはそれともまた違うのでしょうか。

【事務局】保育施設には、運用定員という言い方はありませんが、例えばそれに近いものとしては、弾力の定員という言い方を認可保育所等で使うことがあります。弾力の定員というのは、認可保育所等で施設面積や職員数の配置を基準上満たしていれば、定めた定員から少し多く入所、

入園させることができるというものです。利用定員はこれとは違う概念のものです。

【会長代理】わかりました。他の分野で運用定員という言葉をよく聞くので、どう違うのかというのを確認させていただきました。

今、保育のことでは国会でも大分話題になっています。ちょっとわかりにくいところかもしれませんが、皆さんから今のご説明に関してご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

【委員】素朴な疑問なのですが、28年4月に新設予定ということは、開設まであと2週間ということだと思います。今回新設予定の各園は、入園の募集をすでにしているものなののでしょうか。

【事務局】すでに入園の募集も終わり、入園者も内定しています。

【委員】関連して質問なのですが、この資料によると、小規模保育のA型が今現在の2つから、新年度は2つ増えて4つ、B型が今の7つから今回新設が5つで計12ということで、全体的に結構保育定員が増えることになると思います。小規模保育もそうですし、あとは家庭的保育も含めての話になるかとは思いますが、今後定員を増やしていくのかどうか、増やすのであればどう増やすのか、といった区としての考え方、方針みたいなものがあれば教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

【事務局】今回、28年4月で、今ご説明申し上げた小規模保育の9か所を含め、前回ご説明した分を含め、合計750人の定員増を図って、待機児童解消を目指していこうと考えたところです。

そもそもは、昨年の待機児童の状況を受けて、今年度と来年度の整備目標として、2か年で合計1,300人の定員増を図って待機児童を解消していくというのを、区の大きな考え方としてまずは打ち出しをしました。その際、0歳から2歳の待機児童が多いという状況を踏まえて、やはり本当に困窮しているところの定員増を何とか実現していく必要があるということで、認可保育所についても0歳から2歳の定員設定をするという方針に転換をし、そういった認可保育所あるいは今ご説明申し上げた0歳から2歳を対象年齢とする小規模保育、これらを中心にした整備をするという考え方を併せて打ち出すこととしました。

小規模保育は、認可保育所と違ってアットホームなところがあり、そこを評価いただいている保護者の方もいらっしゃいます。このようにきちんと需要があるということに加え、様々な働き方に合わせた需要の多様さにも応え得るところにも、認可、小規模の双方を合わせて0歳から2歳を中心とするという考え方を採った大きな理由があると考えております。

なお、これは当初予算での話になりますが、来年については、この2か年の合計の1,300人から今年度の整備分である750人を引いた550人が整備目標となります。小規模保育については10か所の整備を予定しております。認可保育所については3か所。これについても、先ほどの考え方に則って、基本的には0歳から2歳を中心とするというところで増やしていくことを考えております。

【会長代理】他にご意見、ご質問等ございますか。

【委員】以前も話が出たことがあったかもしれませんが、改めてこの小規模保育のA型、B型、C型というのがそれぞれどういうものなのか、その区別を簡単に教えていただけないでしょうか。

【事務局】1つには定員の設定の違いがあります。小規模保育事業のA型、B型は6人から19人、C型は10人または15人となっています。

いずれも対象は0歳、1歳、2歳です。

A型、B型は小型の保育所というイメージでよろしいかと思っております。ただし、A型の場合は、

全員が保育士でなければいけないという違いがあります。

10人または15人という定員にも違いがありますが、C型は少し類型が違いまして、家庭的保育者がグループで保育をやるというイメージのものになります。新制度に入る前は、グループ型家庭的保育事業という名称でやっております、それを移行させたものになります。

このC型の場合は、これは保育士とはまた少し違うのですが、家庭的保育者という保育者がいまして、この家庭的保育者1名に対して、子ども3人まで保育ができるという仕組みがまずあります。この家庭的保育者1名に補助員1名をつけますと5人まで保育ができるようになります。このユニットが2ユニットだと10人、3ユニットだと15人のお子さんを見られるという形になっており、これが先ほどの定員設定につながっています。A型、B型とは少し形態が異なっており、基本的には保育ママの施設版というようにイメージいただければ良いのではないかと思います。

【委員】 A型とB型で保育士配置の基準が違うという話でしたが、どこにどのような違いがあるのですか。

【事務局】 基準自体は国が定めたものになりますが、A型は保育士10割となっていますので、より認可保育所に近いと言えるのではないかと思います。国の基準では、B型は保育士5割以上となっています。練馬区では、B型の配置基準を保育士6割以上としています。これは練馬区において、スマート保育という同様の保育形態を新制度に入る前にいち早く始め、それを移行させたという経緯があるためです。その時の保育士の割合が6割で、それを維持したまま新制度に移行させたため、国の基準を上回る6割でやっております。保育士の基準以外は、A型、B型共に同様の施設となっています。

【会長代理】 いかがですか。なかなかわかりにくいところですが。

【委員】 どうしてA型とB型に分けるのか、というのがよくわからないのです。A型の方が保育士の配置が厚いので、いわゆる運営費、給付の額が高くなるといったことなのでしょうか。

【事務局】 公定価格の話になりますが、保育士の割合が高ければ、運営の経費も高くなるような設定になっています。

【事務局】 補足させていただきます。子ども・子育て支援新制度が始まる際、全国的には認可保育所以外に様々な保育の実施形態が存在していました。それらをできる限り新制度に適合するようにしなければならないという、そういうファクターが新制度開始の際には一方であったわけです。今は小規模保育事業のA型、B型、C型という国の基準になっていますが、この基準には、各都道府県でやっている保育事業を、できる限り制度に合致させるという意味合いがあったものと捉えています。そういう流れの中において、ミニ保育所的な意味合いで保育士が10割いる施設、また、東京都ではスマート保育と呼んでおりましたけれども、保育所に準じる形で運営がされている保育のシステム、それから先ほどの保育ママの施設版というスタイル、こうした様々なスタイルの保育を新しい制度に当てはめるといった形を取った時、結果的に出てきたものが、このA型、B型、C型だと理解しております。各都道府県別に様々な形態で実施されていた保育サービスを、新制度に適用する中で、このような類型が定まったものとお考えいただければと思います。

【会長代理】 少しわかりにくいところだったかもしれませんが、皆様大丈夫でしょうか。

他に何かございますか。

【委員】今のC型のところでの意見になるのですが、実は私も幸い、希望としては下の方だったのですが、C型の保育施設に入れていただけることになりました。何人か同じような方と話をしていた、保育園に入らせていただいたのはありがたいお話なのですが、食事と飲み物とおやつは全部持参というのが大変だという話が良く出ます。やっぱりどうしても働くお母さんとなると、一方でほとんどの施設では給食があつてという中で、替えのおむつとか通常でも持ち込むものがすごく多い上に、お弁当、おやつ、飲み物も全部持ち込みですから本当に大変です。先もすごく大変だなと感じています。資料には経過措置中と書いてありますし、その分、多少保育料に差をつけてはいただいています、ほとんどというか、ほぼ全てが働くお母様が預けているわけですので、できるだけA型、B型に近いものに近づけていっていただきたいという気持ちがあります。よろしくお願いします。

【会長代理】事務局、お願いします。

【事務局】ごもっともなご意見かと思えます。今、C型の事業者の方と、なるべく早期に給食の提供等ができるように協議中ですので、今しばらくお待ちいただければと思います。

【会長代理】他にいかがでしょうか。

【委員】A型とB型に挙げていただいている9つの園の認可定員ですが、それぞれの年齢別の定員を教えてください。それと、開所時間が何時から何時までなのかもわかたら教えてください。

【事務局】まず定員ですが、「ウイズブック保育園富士見台Ⅰ」が0歳3人、1歳8人、2歳8人です。次に、「ウイズブック保育園富士見台Ⅱ」がⅠと同じで、0歳3人、1歳8人、2歳が8人。それから3番の「保育所まゐむ向山園」が0歳3人、1歳と2歳が合わせて16人。4番の「アイル下石神井小規模保育園」が0歳3人、1歳13人、2歳が3人です。

続いて下のB型の5番。「神愛こどもの園」ですが、こちらが0歳3人、1歳8人、2歳8人。6番の「マグハウス江古田」が0歳4人、1歳8人、2歳7人。次の「豊島園らる小規模保育園Ⅰ」が0歳なし、1歳12人、2歳7人。「豊島園らる小規模保育園Ⅱ」がⅠと同じで、0歳なし、1歳12人、2歳7人。最後の「南大泉らる小規模保育園」が0歳なし、1歳10人、2歳が9人です。

次に開所時間ですが、「ウイズブック保育園富士見台Ⅰ」と「ウイズブック保育園富士見台Ⅱ」は7時30分から18時30分です。それから、3番の「保育所まゐむ向山園」が7時30分から18時30分。「アイル下石神井小規模保育園」も同じで7時30分から18時30分です。

続いて、「神愛こどもの園」ですが、こちらも同じく7時30分から18時30分です。「マグハウス江古田」も同じく7時30分から18時30分。7、8、9番の「豊島園らる小規模保育園Ⅰ」、「豊島園らる小規模保育園Ⅱ」、「南大泉らる小規模保育園」も同様で、3つとも7時30分から18時30分となっております。

【会長代理】細かい質問でしたが、よろしいですね。

他にご質問等ございますか。

【委員】先ほどのお話の中で、小規模保育はアットホームな雰囲気が良くて需要があるというお話がありました。実際私も最近、小規模保育に通われているご家庭のお子さんとお会いする機会が結構あるのですが、確かに本当に同じような声を耳にします。そういった魅力の部分を区の方でもどんどん発信していただけたらと思っています。

というのは、最近話題になっている件とかもそうですけれども、やはり待機児童の件がありまして、私自身も実際そうでしたが、子どもを保育園に入れる際には、認可保育所以外は全く選択肢には最初からなくて、そうじゃないと絶対だめで、そうじゃないと終わるみたいな感じでした。そういうのがあって苦しくて、3番目の子が最初にだめだった時は、結果がわかってから1、2週間くらいは、どうしようとパニック状態でした。その時に初めて定員とか、他の小規模とかの空きを調べて、というのが実態で、あくまでも私だけかもしれないですが、認可保育所を探す一般の働いている人というのは、小規模とか家庭的保育というのは、認可に入れなかったときの予備というか、そこで初めて気がつくものというようなイメージではないかと思うのです。少なくとも私は当時そのようなイメージを持っていました。けれども、実際話を聞くと、本当に魅力もあるし、特に途中で幼稚園に通わせたいお母さんとかから話を聞くと、無理して保育園に入れなくても最初から小規模でも良かったねとかいうことをおっしゃっていたりとか、そういうこともあります。区のホームページにもいろいろなことが書いてありますが、そこを見ても、小規模というのはこういうものですよという説明とかはあっても、それぞれのメリットとか魅力は載っていません。区には、そういったメリットとか魅力をどんどん発信していただいて、そうじゃなきゃいけないという苦しい思いをしている方に伝えていただきたいし、いろいろな価値観を持った親御さんがたくさんいらっしゃいますので、それぞれの魅力とかを発信してもらって、ライフスタイルとか価値観に合うようなものをきちんと選べるようにして欲しいし、今後ぜひそういったところに力を入れていただけたらと思っています。

【会長代理】ありがとうございました。事務局、お願いします。

【事務局】小規模の魅力などの話を区の方で発信するということについては、やはりまだまだ不十分などところがあるだろうと私共も思っております。

認可保育所の認可は都の権限ですが、小規模保育事業については27年4月から区の権限で認可できるというのが認められ、公定価格がきちんと保証される中で運営していただけることになりました。その意味からも、小規模保育は、保護者の方に安心して預けていただける施設だと考えておりますし、先ほどのお話にもあったように、いろいろな価値観を持たれている保護者の方がいらっしゃる中で、需要というところについても、小規模な人数で保育をしてほしいというニーズに応えられるものだと考えております。

小規模保育については、このような状況を踏まえ、区の方で待機児童の状況も含めて事業者にお話をさせていただき、これまで整備を進めてきました。しかし、これは私共も整備を進めている中で感じていることですが、27年4月から新制度が始まったものの、制度自体が始まって間もないということもあり、保護者もそうですが、事業者の方も新制度に慣れていないところが正直あるかなというのを感じています。そのような部分の解消という意味合いも含め、今のご意見を踏まえて、小規模保育の魅力などの発信については、鋭意努力して参りたいと思います。

【会長代理】ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

【委員】今の小規模保育の件についてなのですが、私も保育ママに子どもを預けたことがありまして、とても家庭的で良いところだと思っています。しかし、3歳になった時に幼稚園に行くと決めている方は問題ないのですが、引き続き保育園に入れたい人、私もそうですが、そういう人に

としては、その時の3歳の定員がもともと少ないというのが大きな課題です。途中から入れる3歳の定員がゼロのところもあります。なので、誰か辞めないと保育園に入れたい。今、待機児童がいる中で確実にというのは無理な話だとは思いますが、小規模保育に通っていても、3歳から保育園に確実に入れるという状況、またそういった希望を持てるようになれば、もっと小規模保育の方も発展していくのではないかと思います。

【会長代理】事務局、お願いします。

【事務局】いわゆる3歳の壁。3歳になると、もう1回保活をしなければならない。そういった状況のご指摘だと思います。

保育ママもそうですが、小規模保育等の地域型保育事業については、5年間の経過措置期間中に連携施設を設定しなければいけないということになっています。連携施設というのには、例えば行事を一緒にやったりとか、園庭を使わせてもらったりとか、そういった役割もあるのですが、3歳からの行き先、3歳から入る園という部分の連携も必要という形になっています。この連携施設の設定は、基本的には事業者がやることになっているのですが、そうは言っても事業者だけでやっていただくのはなかなか難しいところがあります。そこで、区としても支援しながら連携施設を設定できるようにしていくということで、今様々な取り組みを始めているところです。

また、今年度から私立幼稚園のご協力も得まして、「練馬こども園」という新しい施策も始めました。長時間の預かり保育をやっていただけるというのを1つの要件としているもので、0歳から2歳の施設を卒園した場合に、通常の幼稚園よりも行きやすくなると考えておりますので、そちらの方の充実にも力を注いで参りたいと考えております。

【会長代理】よろしいですか。2歳まで行ったけれども、その先が不安というのは当然あるので、その保障をしていただきたいということだと思います。そこを今後検討していただくということと、その際には幼稚園との関係も出てくるかなということでした。

他にはいかがでしょうか。

【委員】小規模保育は、乳児については本当に環境としても良いと思うので、私も良いのではないかと考えています。先ほどの定員の件で質問なのですが、例えば、5番の「神愛こどもの園」だと、0歳3名、1歳8名、2歳8名という定員になっています。1、2歳が8人、8人で計16人ですので、1、2歳で職員が4人必要になると思います。配置基準の6割の方の話を知りたいのですが、配置基準で6割以上が有資格ということなので、全体の6割プラス1名で、有資格者は施設全体で4人いれば良いということになります。ここで仮に1、2歳に有資格者が4人入るとすると、0歳児3名は無資格が1名で見るということになってしまうのではないかと思います。年齢ごとに必ず保育士を入れなければいけないという決まりはないのかどうか、その辺の規制みたいなものはないのかどうかを教えてください。

それから、無資格の方が研修を受けると書いてありますが、どの程度の内容の、どの程度の時間の研修が設定されているのかも教えていただけますでしょうか。

【会長代理】事務局、説明よろしいですか。

【事務局】基準上は全体で6割となっており、年齢別に保育士が入らなければいけないという規制はありません。ただし、通常は0歳児、大変な方に保育士が付くということにしています。

次に研修についてですが、家庭的保育者の基礎研修というのがありまして、この研修を受け

ていただいております。時間数は全部で 21 時間です。研修の内容としては、例えば、乳幼児の発達と心理だとか、食事と栄養、小児保健、それから家庭的保育の保育内容、保護者対応、子ども虐待等々といったものがあります。

【会長代理】今のお話の資格がない方向けの研修ですが、学童クラブ向けのものとか様々あるかと思いますが、国が示しているのはどのような分野の研修メニューなのでしょう。またこれは大学等でやっているものとかになりますか。

【事務局】研修内容は、地域型保育事業に従事するためのもので、国が示しているものになります。大学も使っているとは思いますが、場所は大学とは限りません。

【会長代理】わかりました。ちなみにこれは、練馬区としてやるものですか。それとも、都でやるものですか。

【事務局】区でもこういう研修を実施していますし、東京都でもやっております。

【会長代理】わかりました。よろしいですか。

【委員】研修の方はわかりました。ありがとうございます。

配置基準の方についてなのですが、ここは安全を担保するために、区独自でも年齢別に必ず保育士が配置されなければならないという規制を付けた方が良いのではないかということ意見をさせていただきます。多分そのようなことはないと思いますが、先ほどお話ししたように、特に、1、2歳に有資格者が全部入って、0歳は無資格が見るとかというようなケース。もちろんパターンはそれだけではないですし、研修を受けますからそういうことはないと思いますが、お昼寝の時間に死亡するという事故も大変増えています。赤ちゃんを見るのに、自分は子育ての経験があるから大丈夫という感じで無資格の方が見るとようなことは、念には念で規制をしておいた方が良いのではないかと思いますので、同じく意見しておきます。

【会長代理】事務局、お願いします。

【事務局】今お話のあったところについては、実態も含めて確認をして、検討させていただきたいと思っています。

それと、これは小規模も含めての話ですが、家庭的保育事業等については、区の方で、保育課にいる園長経験者等が施設を回って、保育の仕方を確認し、場合によっては指導もするというところを行っています。先ほどの話の中でも、寝ている間に亡くなってしまったというような事故の事例、これについてもいくつも事例が報道されていますけれども、そういうことがないように、園長経験者等が施設を回って、睡眠中の観察の仕方等を確認し、不安なことなどが仮にあれば、そこのやり方を指導させていただいてもいます。このような形でも、練馬区全体として保育の水準を上げるように努めているところです。

【会長代理】まずは、安全第一なのでしょうが、なかなか保育士の人材が確保できないというのも良く耳にするところです。大変苦勞されているところではないかと思いますが、今の委員のご心配もごもっともなところであります。

他にはいかがでしょうか。

【委員】小規模保育事業のA型の表ですが、2番の「ウィズブック保育園富士見台Ⅱ」は、建物が2階だと書いてあります。幼稚園の場合、設置基準で木造だと保育では1階しか使えないことになっています。また、不燃建造物であっても2階までしか保育室は作ってはならないということになっているのですが、0、1、2歳が19人いて、保育室は2階で良いのでしょうか。それ

が少し私は心配なのですが、火災であるとか災害であるとか、そうした部分への対策はどのようになっているのでしょうか。

【会長代理】事務局、お願いいたします。

【事務局】施設を整備する際には、当然そういった基準の話も考慮した上で、区では整備を進めております。施設基準の中には、避難経路の話もあり、最低2か所以上、フロアから出られる形を取れば、その基準はクリアでき、2階であっても小規模保育施設を設置できるということになっております。

【会長代理】消防法だとか建築基準だとか、いろいろあるかと思うのですが、その辺はクリアしているということで良いですね。

【事務局】仰るとおりです。

【会長代理】よろしいでしょうか。こればかりに時間を取っているわけにもいかないと思うのですが、他にはよろしいでしょうか。大丈夫ですか。では、次の議題に進めさせていただきたいと思えます。

2 子ども・子育て支援事業計画の進捗評価方法について

【会長代理】それでは、次に議題の2番、「子ども・子育て支援事業計画の進捗評価方法について」です。事務局からお願いいたします。

【事務局】(資料2-1、資料2-2について説明)

【会長代理】ありがとうございました。結構空欄が多いということは、皆さんのご意見がまだまだ入る余地があるという解釈で良いかと思えます。今、事務局案というのを出示していただいて、進捗評価の方法についてご説明いただきました。皆さんの方からはいかがでしょうか。ご意見、ご要望等ありましたらお願いいたします。

【委員】評価の方針に、「定性評価を併せて実施する」というのを入れていただいたのは、すごくありがたいと思っています。とは言え、これをどう評価していくのというのはすごく難しいと思います。先ほども少し仰っていましたが、こういう努力をしたよというところは評価もやりやすいと思います。しかし、難しいのは承知の上で敢えて申し上げますが、その次に言われていた利用者の満足度とか利用者目線。これこそが必須だと思います。満足度、これはいつも区の話に出ますが、子ども・子育て支援事業計画の中で、5年後に満足度と子育てを楽しんでいることが多い人の割合というものの目標値がはっきり示されていますので、非常に難しいとは思いますが、そこに直結するような質的評価というところを考えていただけたらと思っています。

私の仕事は割とマーケティングに近いこともやったりするのですが、そこでどのようなことをやっているかという、例えば満足度ということであれば、では何をもって満足とするのかという構成要素をヒアリングしたりしながら組み立てて、それらがそれぞれこれぐらいになった時、満足度というのはこれぐらいになるというのを計測しながら、構成要素やそれらの指標の細かな改善をやっていくというようなことをしたりしています。そこまで細かいものというのは、予算等もあるので難しいとは思いますが、そこはぜひ知恵を働かせていただいて、どうやったらそういったところを取れるのか、より精度が高いものが取れて、質的な評価、本当に意味のある質的評価ができるのかというところをぜひ考えていただけたらと思います。

【会長代理】事務局、お願いいたします。

【事務局】ご意見ありがとうございます。1つの手法として、利用者目線での評価、結果としてアウトカム指標の達成にもつながっていくような評価をしていくことが必要ではないかというご意見かと思えます。我々も基本的にはそのような視点での評価が必要と考えてはおりますが、現実的に利用者の満足度の測定が難しい事業もありますし、満足度の測定に、あまりに多額の公費を使ってしまうのもいかなものかという考え方もあります。一方、事業によっては個別に調査が可能、行っていくべきものもあろうと思えます。具体的には、今回お示しした評価フォーマットを用いて個々の事業ごとに可能な、また適した評価を行い、その結果を示していきたいと思っております。

また、ただ今のご意見は、ミクロと言いましょうか、各事業単位で利用者の満足度を測ったかどうかというご意見かと思えます。この件に関しては、前回の会議でも委員からアウトカム指標の中間評価の件でご指摘をいただいていることに通じる話かと思えます。計画内で設定したアウトカム指標、成果指標は、区民が練馬区で暮らし、子育てを行う中で総合的な観点でどう感じるかという内容で、基本的には次回子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査で測定していくしかないかなと、今のところは考えております。ただし、前回、会長からも検討するようご意見をいただいておりますので、ニーズ調査よりはサンプル数の少ない調査になってしまいますが、区で実施している他の調査において測定できないか検討しています。この場合、あくまで参考評価にはなってしまいますが、アウトカム指標の中間評価的なものをこのような形でできないかというのを引き続き検討していきます。こちらの検討については、進展があれば、今後の会議の折に併せてご報告していきたいと考えております。

【会長代理】ありがとうございます。他にはいかがですか。

【委員】先ほどのお話少し付随してくるのですが、やはりこれは事業主が書く報告書とかになりますと、評価という部分については、どうしても悪いことはできるだけ書かないようにされるとというのが人情かなとも思えます。事実としてこういうデータを出していただく際には、利用者アンケートだったり、あとは第三者評価というような、別の目で見るとの視点、評価というのはすごく大事ではないかと思っております。先ほどお話のあった区民の代表のアンケートでも結構だと思えますし、区の職員や専門家の方が実際に現場をチェックして作成した報告書等を基にして、第三者からの評価ということで総括していただけると、質の向上、質の実態ということがより見えてくるのではないかと思います。

【会長代理】事務局、いかがですか。

【事務局】ご意見ありがとうございます。我々も第三者評価といいますか、客観的な評価というものは必要であると考えております。この子ども・子育て会議による評価というものが、ある意味第三者評価の頂点にあるものだろうと考えておりますが、前回の会議でも話が出ましたが、例えば認可保育所であれば、すでに第三者評価というものをやっています。個々の保育所が行っている第三者評価を区全体の保育の評価として集約ができるかということや、事業によっては第三者評価の仕組みがない事業もあるということ、そういった課題が多々ありますが、27年度の評価に向けては、現在ある情報や課題を可能な限り集め、この会議にその状況をお示しし、ここをもっと掘り下げていけば良いのではないかとか、この事業に関しては第三者評価という視点が必要ではないのかとか、そういったご意見を皆様からいただきながら、次の展開を考えて

いきたいと思っています。

【会長代理】ありがとうございました。まだご意見いただいていない方もいらっしゃると思いますが、他にはいかがでしょうか。

【委員】評価で、量の見込みと実態が大きく乖離した場合には再計算するということですが、それこそ保育のこととかであれば、待機児童が出れば量の見込みが違ったなというのはすぐわかると思うのですが、その都度、数が出てこないというものも結構たくさんあると思うのです。それらを同じ1つの評価項目として量の見込みというのを置くのであれば、その量の見込みが最新の状況であるのか、この見込みが正しいのか、それともずれがあるのか、みたいな部分をチェックするために、何かその基になった部分の提示とかもあった方が良いのかなという気がします。

【会長代理】事務局、お願いいたします。

【事務局】量の見込みについては、計画策定の段階で、かなりの公費を投入してニーズ調査を行っております。その中で5か年の見込みを、それなりの精度の中で見積もっておりますので、基本は5年ごとに需要と供給のズレというものは是正していきたいと考えています。

一方で、先ほどお話しがあったように、待機児童が出ている状況など、5年を待たずして需要と供給のズレが確認できる場合もあり得ると思っていますので、中間年で見直しが必要な事業や、見直しの程度などについて、この会議でも来年度、必要に応じて計画の見直しの方針を改めてご議論いただければと思っております。

【会長代理】ありがとうございました。今日まだご発言していない方もいらっしゃると思いますが、いかがでしょうか。この件で他にご意見等ございますか。大丈夫ですか。では、次の議題に進めさせていただきますと思います。

3 区政改革推進会議の検討状況等について

【会長代理】では、次第の3番、「区政改革推進計画の検討状況等について」です。事務局からご説明お願いいたします。

【事務局】(資料3、参考資料4について説明)

【会長代理】ありがとうございました。前回の会議でご質問、ご意見を受けた内容のまとめということです。この件について、何かご意見ございますか。質問等でも結構です。まだご発言されていない方も、どなたかありましたら、ぜひお願いいたします。

【委員】今回、資料の項目2番の方に取り上げていただいた件なのですが、実は今日、前回お話ししたこども食堂の責任者と会ってきました、新聞報道等もされたりしているのですが、もっと周知をしたいと仰っていて、そこで公園とかにチラシを張る場合、区の承認印みたいなものが必要というような話を聞いてきたのですが、あれがないと張れないというのは、今もそうなのでしょうか。区の承諾を得るにはどうすれば良いかその仕方がわからないというのと、こども食堂のこういうことの相談窓口がどこの部署なのかを今日聞いてきてほしいと言われたので教えてくださいませんか。

【会長代理】事務局、いかがですか。

【事務局】まず、窓口についてですが、現時点においては、こども食堂の窓口になっているのは練馬総合福祉事務所の自立支援係です。

それからもう一点ですが、区の掲示板、例えば町会、自治会の掲示板というものがありますが、それに張っていただくとすると、地域振興課というところを通していかないとはいけません。また、たとえ官公庁であっても、やたらめったに張り紙をするわけにはいきませんので、例えば区の施設にお願いするとなると、これは施設ごとに話をする必要がありますので、お調べをしてまたお答えさせていただきたいと思います。

ただ、練馬区のスタンプが押しているからといって、他の施設でも問題なく張ることができるかという、決してそうではなかろうと思います。例えば、お帰りになる時に区役所の中でご覧いただくこともあるかもしれませんが、区役所内の掲示板に張ってあるものは、総務課が了承したというような丸い判が右下あたりに押してあると思います。同様に、各施設においても、然るべき担当のところへ頼むと、そういう連絡はつきやすいかと思いますが、改めてお調べして個別にお答えをさせていただければと思います。

【委員】ありがとうございました。

【会長代理】よろしいですか。

【事務局】こども食堂については、前回もお話がありましたので、資料も準備し、この後の「その他」のところでもまた触れさせていただきたいと思っております。

【会長代理】では、この後の「その他」のところをお願いいたします。

他に委員の中でご発言されていない方、せっかくいらしていただいたので何かあればぜひと思いますが大丈夫ですか。それでは、他にご意見がなければ、次に参りたいと思います。

4 その他

【会長代理】次に、議題の4番、「その他」の事項に入ります。先ほど出ましたこども食堂の件についてもここで取り上げさせていただきたいと思います。それでは、事務局からお願いします。

【事務局】(参考資料1、参考資料2について説明)

【会長代理】もう一つの方も合わせてお願いします。

【事務局】では続いて、こども食堂の件に入らせていただきます。

前回の会議で、子ども・子育て支援関係の動きということで、先ほどもお話しがあったこども食堂の話題が出ました。そのことを踏まえ、今回何らかの形で会議として議論ができないものかと考えていたところ、様々な形でこども食堂の運営に関わっていらっしゃる方がこの会議の委員にいらっしゃる事が後日わかりました。そこで、前回に引き続き、今回も委員報告という形でご説明いただくことをお願いし、ご準備いただいています。

では、よろしく願いいたします。

【委員】(参考資料3について説明)

練馬区の場合には、皆さんご存知のように、地域事情が非常に違います。その中で、各地域で必要とされていると思われる方たちが、それぞれにこども食堂を立ち上げているので、練馬区のこども食堂に関しては、それを運営されている団体やグループ、また運営の実態なども本当に様々な状況になっています。

こども食堂という形態が優れているところは、食事を一緒にすることによって、そこに居場所ができるということです。しかし、参加費を無料にするかどうかというのは、本当に難しいところです。多分どの団体でもいろいろと話し合いをして決めてこられたことと思うのですが、

本当に貧困で困っている方が、「もう、うち大変なんです」という顔をしていらっしゃるのかということ考えた場合、無料の方がかえってハードルが高くなるのではないかという懸念も一方であります。また、例えば子どもたちが、「おまえ、あそこに行っているのかよ」みたいなことを言われ、いじめの原因になるのではないかという懸念もまた別のところで出ています。

その中で、本当に子どもたちにとって何が必要か、また子育てのご家庭が孤立しないように地域で何ができるかのということを考えて運営していますので、こういった活動というのは、おそらく5年とか10年スパンで考えていかないと、目に見える成果という言い方が良いのかどうかわかりませんが、そういうものは見えてはこないのではないかと思います。例えば5年後に、あの時、あそここのこども食堂に通えて良かったねという親子がいたら、それは成果だと私たちスタッフは思いますし、通っていたお子さんなりお母さんなりが、今度は私たちがお手伝いしますと言ってくださって、それでまたこの活動が続いていくというような、活動の連鎖と言いますか、そういう形ができてくるのかなと思って私たちは活動を続けています。

これから練馬区の方でも窓口を決めて対応していただけるというお話が先ほどありましたが、それぞれの地域で何が必要とされているのかということを探りながら、民間ベースでやっていくのも、またこども食堂のあり方かなと思って私たちは活動しています。

【会長代理】 ありがとうございます。続けて参考1から3までやっていただきました。これらに関して、皆さんの方からご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 参考1の件になるのですが、3、4ページの教育分野のところ、ページも切り離されて、別物になってしまっているのが気にかかっています。ここで話すことではないのかということも気になる場所としてはあるにはあるのですが、小学校入学前の幼児教育のところでは、保育園とか幼稚園も現状大きく関わっていますし、保育園利用者の中にも、やはり幼児教育という部分を目的として保育園を使っている方もいると思います。保育の話、数の話、質の話をした時、質の話としては、確かに安全であるとか、そういう話になるのはわかるのですが、教育の面というのも保護者からするとすごく大きな質の1つです。この場合は、子ども・子育ての話をするところであるとは思いますが、何かこの場でも教育に関わるような話、乳幼児の教育面のこととかも少し話ができたらと思っています。それと、保育と教育というのを分けて考えるのであれば、具体的にこれと言えものを何か考えているというわけではないのですが、その分けて考えた時の教育に当たる部分に、何かがあるとありがたいなとすごく思いました。ちょっと考えがまとまっていなくてすみません。

【会長代理】 ありがとうございます。事務局、何かありますか。

【事務局】 今のお話についてですが、教育・子育て大綱で言うと、5ページ、6ページの中段のところに、幼児教育・保育サービスの充実という項目の記載があります。保育所でも幼稚園でも、行われているのは「保育」です。幼稚園、保育所双方の委員の方がここにいらっしゃるので後ほど補足いただければと思いますが、保育所であれば、基本的には8時間という保育時間の中で、養護と教育というものが一体となって保育が進められています。一方、幼稚園は、保育所に比べると、保育時間が短い分、養護という要素が少ないという特徴はありますが、4時間とか5時間という教育時間の中で保育を通じた教育が行われています。

いずれにしても、教育というものは保育所でも幼稚園でも行われていて、我々としても私立保育所、私立幼稚園、区立幼稚園、区立保育所、運営主体や施設の類型にかかわらず幼児教育

のさらなる充実が必要であろうと考えています。

先ほどいただいたご意見の主旨が、幼児期の教育をもっと充実していく必要がある、またその問題提起をすることが必要ではないかということであれば、区としては課題認識をすでに持っており、そのことは大綱にも記載し、すでに取り組み始めている状況にあります。練馬区としては、幼保一元化については、長期的に取り組んでいく必要がある課題と考えており、幼稚園、保育所双方のご協力を得ながら進めています。具体的には、幼保合同の懇談会を行い、相互理解の推進や小学校との円滑な接続に向けた幼保小の連携などにも取り組んでいます。このことは、教育・子育て大綱の3、4ページのところに出てくる話になるのですが、こちらについても区としては引き続き取り組んでいきたいと考えています。

【事務局】今の件について補足をさせていただきます。まず、根本の話になりますが、今回の参考1に出ている教育・子育て大綱ですが、これは本当の法律の趣旨からいうと、教育のことさえ書いていけば、この法律の趣旨としては済んでいるということになります。しかし、練馬区特有の状況というものがある、区ではそうはしませんでした。まず、私共のやっている、例えば保育所等の取組については、児童福祉という厚生労働省の所管の仕事がほとんどになります。そういう中であって、今、区市町村というのは全部で1,730くらいあると思うのですが、その1,730くらいある区市町村の中で、これは極めて例が少ないのですが、練馬区は児童福祉を教育委員会がやっている自治体となっています。本来であれば、教育は教育委員会でやり、児童福祉は福祉の所管でやるというのが、通常の自治体のスタイルではありますが、児童福祉を私共は教育委員会に移管して、こども家庭部という部を4年前に作りました。その当時でも教育委員会に児童福祉を持っている自治体というのは、新潟県長岡市と東京都の足立区くらいしかありませんでした。今はおそらく少しは増えているかと思いますが、いずれにしてもこれは極めてレアなケースです。

そういう中であって、私共練馬区が児童福祉を教育委員会の中に包含するようになった経緯というのは、この会議の中でも何回か出てきましたが、学校の授業中は教育、しかし放課後は例えば学童クラブなどは別の所管というようなことがあったり、子どもが3歳になった場合、幼稚園に行けば教育だけれども、例えば保育所だと同じ3歳であっても福祉の所管となるのはいかなものかというのが原点でした。国の省庁がそのようなになっているわけですが、子どもという客体には変わりはないですし、放課後であろうが、休み中であろうが、授業中であろうが、子どもという客体は1つです。そこを産まれてから18歳に至るまで、筋の1本通ったところで子どもを育ていこうという趣旨で、練馬区はこの組織改正を行い、全国的に非常に珍しいスタイルで教育行政の運営を行い、幼保小の連携というのをさらに強化したり、様々なところで学校という1つの建物の中にいる子どもを放課後でも授業中でも一緒に連携して育てるといったことをやってきているところです。

このような背景から、この大綱も教育という分野と子育てという分野の2つのカテゴリーが一緒になり、この3ページから6ページまでが構成されております。そのことをまずはご理解いただきたいと思いますが、先ほど担当課長が申し上げたように、別々のカテゴリーになっている中であっても、例えば就学前の教育・保育については、どちらにも記載がなされていますし、充実を図っていくという記載こそ別々のところにありますけれども、これも同様に記載がなされているということは、基本のご理解をいただきたいと思いますが、また併せて、

そういった意味で、この教育の大綱が、全国的にも非常に珍しい形になっているということもご理解いただきたいと思っております。

この会議の委員の中には、保育所、また幼稚園の園長先生もおられますし、事務局には教育委員会の学校教育担当部署の課長、区立幼稚園の園長も入っております。他の事務局なり委員の先生方なりから何か補足等がありましたら、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

【会長代理】ありがとうございました。まだまだ多くの方々からのご意見等があらうかと思いますが、予定の終了時間ももうほとんど過ぎてしまっていますので、ほとんど時間はないのですが、何かありましたらあと1つだけ。

【委員】今、幼稚園と保育園の問題が出ましたが、学校教育法では、幼稚園は「幼児を保育し」、となっています。幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとされていて、幼稚園でも我々は教育というのをほとんど保育と言っています。ですから、幼稚園と保育所における教育の質というのは、ほとんど変わらないと言って良いのだらうと思います。ただ、時間の問題が大きいです。それによって、幼稚園と保育園ではちょっと違った文化が今までに育ってきていますが、専門家に言わせると、幼稚園と保育園が分かれていたのには良いところもあった。というのは、やはり違う団体で、違う考え方を織りまぜながら今までの教育というのは進んできているので、そのことにより、多様な家庭を巻き込んでいけるような、そういう文化が育っているのだらうというように思っています。

それからもう一つ。国内だけではなく、今、世界でも OECD が中心にやっていますけれども、幼児期に質のよい保育を受けた子どもは、中年、高年になってますます幸せになる。例えば、犯罪率であるとかアル中であるとか、そういった全ての点において、幼児期に質の良い保育を受けた子どもが陥るパーセンテージが非常に低い。そして、学力が高く、所得も高いと言う。このことで、世界的に今、幼児教育にものすごく注目が集まっています。この質の良い保育というのは一体何かということについては、これからもっともっと考えていかなければならないとも一方では思いますが、質の良い保育というのは、幼稚園、保育園の両方でやっていることだらうというように思います。

【会長代理】ありがとうございました。そろそろ時間なので閉めたいと思っておりますが、他に何かある方はいらっしゃいますでしょうか。

では、簡略にご意見いただけますか。

【委員】お話を伺っていろいろ安心する面もあるのですが、今、保育園に入るための認定の制度では、働いていたりして、当事者というか、本人が保育をできない場合は優先的に入れるということになっているというのは、これは逆に言うと、それ以外の方が幼児期の教育を受けにくい状態になっているということなのではないかと少し思ったりしたので発言しました。感想です。

【会長代理】ご意見ということでよろしいでしょうか。

では、こうした皆さんからのご意見を踏まえて、事務局でも次回以降の参考としていただき、何かあればまた次回の会議でコメントいただければと思います。

急な司会を仰せつかって、十分皆さんからのご意見を引き出せたか不安なところもありますが、時間でもありますので、この辺で今日の会議を終了としたいと思います。

最後に、事務局から何かお知らせはありますか。

【事務局】次回の日程ですが、次第に記載させていただいたとおり、7月中旬目途で考えております。

また別途、皆様には日程調整のご連絡をさせていただきます。なお、次第には7月と書かせていただきましたが、6月、7月ぐらいというところで調整をさせていただき、日程が固まり次第、改めて正式な会議開催のご連絡をさせていただければと思っております。ご協力の程、よろしく願いいたします。

【会長代理】 次回の会議は7月ぐらいに開催予定とのことです。また連絡があるかと思いますので、よろしく願いいたします。では、以上で今日の会議を終了いたします。どうもありがとうございます。